8　計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

9　計画の実行体制の整備

前述の検討会・連絡協議会の設置等により、大学、研究機関、鳥獣の保護及び管理の専門家等と連携を図り、地域住民の理解や協力を得ることにより、施策の一貫性が確保される体制を整備する。

Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成29年４月１日から平成34年３月31日までとする。

ただし、平成28年熊本地震（平成28年４月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。）の影響により鳥獣保護管理事業計画を作成することが困難な場合には、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護管理事業計画を延長できることとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成34年３月31日までとする。

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1　鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2　鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、１に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

⑴　鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

⑵　鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

⑶　鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

⑷　自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

⑸　地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

⑹　市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

⑺　生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

⑴　森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

ア　多様な鳥獣が生息する地域

イ　鳥獣の生息密度の高い地域

ウ　植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

1)　天然林

2)　林相地形が変化に富む地域

3)　渓流又は沼沢を含む地域

4)　餌となる動植物が豊富な地域

⑵　大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

ア　猛禽（きん）類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ　暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ　地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域